

項 目 名	被災代替建物等に係る登録免許税の非課税措置の縮減・延長		
税目 (条文番号)	登録免許税		
見 直 し の 内 容	<p>(1) 現行制度の概要</p> <p>① 被災者等が、東日本大震災により滅失等した建物又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域(※1)内に所在していた建物(「滅失建物等」)に代わるものとして新築又は取得をした建物(※2)(以下「代替建物」という)の所有権の保存登記及び移転登記並びにその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、令和8年3月31日(※3)までに受けるものについては、登録免許税を課さない。</p> <p>② 被災者等が取得する代替建物(「被災代替建物」)の敷地の用に供される土地の所有権の移転登記等及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、令和8年3月31日(※4)までに受けるものについては、登録免許税を課さない。</p> <p>(※1) 旧警戒区域及び旧計画的避難区域(区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域)</p> <p>(※2) 警戒区域等設定指示等の対象区域内に所在していた建物に代わる建物については、当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月以内(新築の場合1年以内)に取得等。</p> <p>(※3) 警戒区域等設定指示等の対象区域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所有権の移転登記等については、その取得等後1年以内に受けるもの。</p> <p>(※4) 警戒区域等設定指示等の対象区域内に所在していた滅失建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転登記等については、その取得等後1年以内に受けるもの。</p> <p>(2) 要望の概要</p> <p>本特例措置の対象となる東日本大震災による滅失等した建物の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限(令和8年3月31日)を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。ただし、令和8年度末までに登記を受けたものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p>		
	<p>【関係条文】</p> <p>○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第39条、第40条</p>	<p>平年度の増収見込額</p> <p>(制度自体の減収額)</p> <p>(改正増減収額)</p>	<p>+0.4 百万円</p> <p>(— 百万円)</p> <p>(— 百万円)</p>

廃止又は縮減の理由

東日本大震災から 14 年あまりが経過し、被災者による住宅再建が進み本特例措置の適用実績も減少傾向である。

一方、福島県については、現在も避難指示が続く地域や避難指示が解除されて間もない地域があり、また、発災当時福島県に居住していた住民の多くは長期にわたる避難生活を余儀なくされていることから、住宅再建を引き続き支援する必要がある。そのため、東日本大震災による滅失等した建物の所在地が福島県内のものに限り適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、令和 8 年度末までに登記を受けたものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。